

八世紀の郡司について

米 田 雄 介

一 はじめに

律令体制の形成過程において郡司は重要な役割をはたしていたが、また律令体制を解体させる過程においてもその役割は重視されなければならない。一方で律令体制を根底において支える郡司が、他方で律令体制をつきくずす役割をはたしていることは、たしかに一見すると矛盾する現象であるが、かかる現象は本来的に郡司のもっている二面性に由来するものである。以下、郡司のもつ二面性の実態を考えつつ律令体制とは何か、郡司制は律令制の中でいかなる意味をもっているかについて考えてみたい。

郡司に関する研究は枚挙に暇がないが、なかでも郡司の制度史的研究は多い。^①しかし郡司の実態となると研究は必ずしも多くはなく、制度の明確なわりに実態の明らかでないのが現状である。郡司制はたしかに律令制度を子細に整理してゆけば一応のところは明らかになるうし、その後の制度的変遷も律令との対比のうちに究められようが、郡司の存在形態となると、単なる制度の変遷のみでは必ずしも正鵠にとらえられない

のである。^②しかしいうまでもなく郡司の存在形態そのものが制度の中に反映し、制度を変革させていつた以上、制度史的観点を抜きにして論ずることのできないはいうまでもない。

以下、八世紀の郡司の存在形態を考えてゆくことにしたいが、まず当然のことながらそれ以前の郡司（国造・評造・評督なども含め）について論じたのち、それとの対比で見ることが必要となろう。しかしここでは郡司制の成立については省略し、別の機会に改めて論ずることにしたい。ただ以下の叙述との関連において問題点の指摘という形で若干触れるにとどめたい。

わが国における律令体制の成立はいうまでもなく中国法治体系の輸入にもとづくものであるが、かかる体制の導入を必然化ならしめたのは、それ以前の政治・社会上における内部矛盾の解決にあることも論を待たない。しかしよく知られているように、中央においても律令制的諸体系が容易に受容され吸収されたのではなく、それ相応に従来の体制と摩擦を生じた点であるが、さらに地方においてその傾向は一段と強かつたと考えられる。律令制的支配は官僚制と公地公民制をその主軸とするが、律

令国家による一元的土地人民の支配こそその主眼であつた。しかし全一的な地方の土地人民の掌握は、律令国家の成立時点において必ずしも万全でなかつた。大化前代には、一部の地域において大和国家による直接的な支配が行われていたが、その他の大多数の地域では、土地人民が地方豪族に掌握されていた。したがつて律令制的支配を貫徹するためには、在地豪族と土地人民との関係を断ち、国家が直接的に土地人民の支配に及ばねばならなかつた。そのためには地方豪族を律令制的官僚機構に組み込むことによつて、彼らの在地支配者としての側面を払拭しようとし、かかるゆえに在地豪族である国造を郡司などの律令下級官人に登用せんとしたのである。そのことは同時に、彼らを国家公権の一端に連ならせることによつて、律令国家の支配者としての役割をはたさせることにもなつた。このような郡司制の成立過程を見たとき、彼ら郡司は、律令官人であると同時に、依然として在地支配者であり、旧来の族長的側面をもまた保持していたといわれる点も理解出来るであらう。制度史的にも夙に坂本太郎氏が「郡司の非律令的性格」として指摘されたところであり、⁽³⁾ 実態面より石母田正氏が郡司の官人的側面と族長的側面との二面性について明らかにされてきたところである。⁽⁴⁾

ところで郡司が一方で律令官人でありながら、他方在地支配者としての族長的機能をもつ二面性は、郡司制形成期の国家権力の性格に多分に規制される面があつたが、それはその後の歴史の展開の中においても常に二面性が同一比重をもつて実在したのでなく、国家権力の推移に伴な

つて、二面の一方が他方を圧するがごとき現象も認められるのである。もちろんかかる現象を生産力の発展との関連で説明することが出来るし、むしろそうすることが正しい理解を導き出せるであらう。だが本稿では右の点に留意しつつも国家権力の強弱にかかわる点に思いを致し、その点より郡司の二面性の実態を考えつつ、さらに郡司の存在形態につき論じてゆきたいと思う。

すでに触れたように、律令制の形成期において在地豪族を郡司に任用することで、彼らの在地豪族としての支配力を国家は吸収し、律令制的支配の円滑を期したのであるが、そのさい在地豪族の地位と勢力が利用される形において律令制を形成したのであつて、彼らを否定したうえで律令制が樹立されたのではなかつた。⁽⁵⁾ したがつて律令体制は、その成立当初から律令の理念と現実の矛盾を内包した形で出発したのである。しかしながら一応、体制として律令制が確立されると、国家公権に対抗するよりも、国家公権の一翼をはたすことが郡司・在地豪族にとつて身の保全であり、権力の伸張にも適合していたのである。けれども在地豪族の勢力伸張は、本質的に律令制と矛盾する内容をもつものである。したがつて在地豪族が勢力を伸張する過程は、いわば律令制の解体過程であるが、彼らは律令体制に正面切つて対抗するのではなく、律令制の間隙を縫つて勢力を伸ばしているのである。時の推移とともに律令国家権力は次第に弱体化しはじめ、豪族達はますますさきの間隙を拡大し、私富の形成をはかることとなつていったが、律令国家権力の弱体化につれ、国

家は階級分化の末に没落する農民の救済にほとんど手を差伸べないのに
対し、豪族は農民の再生産をはかるべく私財をなげ出し、農民生活の援
助活動をおこなっているのである。この側面がいわゆる族長的機能と呼
ばれてきたものに当ろうが、むしろ豪族としての機能であるといえる。
そしてかかる彼らの行為は律令体制そのものを解体させることとなつた
のである。

以上のように見てくると、律令体制の形成や展開及び解体は郡司の行
動とその存在形態とに規制される面の強いことが理解出来るであらう。

そしてその行為が郡司のもつ二面性の夫々の交錯の中から具体的な展開
として現われてくるのである。したがつてこの二面性がいかに歴史の展
開の中で見られるかを具体的に追求することが今後の課題とならう。し
かしはじめにも述べたように、本稿で考察の対象とする時代は、律令体
制の形成・解体期の問題ではなく、主として八世紀に限定することとし
た。そのため上記の問題のすべてに答えることは不可能であるが、それ
らの点は時期を改めて論ずることとし、本稿では上記の問題を念頭にお
きつつ八世紀の郡司について考えてゆきたいと思う。

なお本稿の構成は、まず郡司の出自と任用を考察したうえで、郡司と
国家との関連、郡司と農民とのかわり方を検討し、上記の郡司の二面
性について考える手懸りとし、むすびにおいて八世紀の郡司についての
総括を行いたい。

註

- (1) 郡司に関する研究については、米沢康「郡司関係文献目録」(『続日本紀
研究』八一―一二)、同「郡司関係目録追補」(『同上』九一―)を参照され
たい。
- (2) 郡司の存在形態に関する研究で、とくに最近注目すべきものは、上田正
昭「郡司制展開の諸形態」(『史林』四六―二)であらう。以下、上田氏の
論考はとくに断らないかぎり上記のものを指す。
- (3) 坂本太郎「郡司の非律令的性格」(『歴史地理』五三―一)。
- (4) 石母田正「古代末期政治史序説」。
- (5) この点については多くの研究者によつて論じられ、承認を得たところで
あるが、早くに後藤四郎「郡司制の一考察―任用規定を中心として」(『書
陵部紀要』四)がある。

二 郡司の出自と任用

(一)

八世紀の郡司をみるまえに郡司の地位と職掌について検討することが
必要であらう。しかしいまそれらについて論ずる余裕はないので簡単に
触れるにとどめたい。すでに明らかなように、郡司はかつての在地支配
者である国造の所持していた政治的・社会的機能を国家に奪われ、その
代償に律令下級官人として支配機構の末端に位置づけられ、かつては自
らの地位と権能とによつて運営していた地方政治を、いま律令国家の発
する施策に則つて郡司の地位と権能により行政を遂行する義務を有して
いるのである。つまり彼らは、元来、国造時代に保有していた徴税・警
察・裁判等の権能が律令国家に奪われることによつて、新たに国家より

課せられた職掌としてこれらの権能を行使することになったのである。⁽¹⁾これらの職掌の遂行は、単に一地方の行政の問題のみではなく広く国家全体にかかわるものであるだけに、郡司の活動そのものは国家の存亡にかかわる重要なポイントを握っていたといえよう。

以上のように考えると、郡司の出自は系譜的にいえば旧国造の後裔ということになる。もつとも郡司を国造の後裔とのみ限定することは問題で、国造以外のものも考慮しなければならないし、そのことが実は郡司制の展開の上で重要な意味をもったのであるから、その点は後に詳しく検討したいが、いま差当つて郡司の出自を国造の後裔と考えておきたい。

しかしながら大宝令における郡司の任用は、必ずしも旧国造の地位を温存させるものでなく、むしろそのような門閥制にとられない郡司職の任用に重点をおいていた。律令本来の理念からいえば、令の官人登用基準は德行才用を第一義的規定としていたのである。律令制は中国より輸入されたとき、当然ながら中国的なものをその基底においてわが国に適用された。就中、中国の古代官僚制はわが国において急速に一元的な支配形態の達成を遂げるために必要な方法と考えられた。しかし中国においては皇帝の許に一元的人民支配が早くより行われており、その長い歴史の末に形成された支配システムを、わが国に直ちに導入することは困難であつた。中国では家柄よりも能力であり、学識が官人としての登用の条件として科挙の制により広く一般に官人が求められたのである。

しかしわが国では旧態依然として豪族によつて在地支配がおこなわれており、直ちに中国的官僚体系を導入することは種々の困難があつた。それゆえにかかる中国法体系の輸入にさいしてもわが国の社会的現実を考慮しながら、中国法体系に多少の斟酌を加えつつ日本律令体制が形成された。律令体制の輸入は単に中国的体制を模倣するのではなく、わが国において一元的土地人民支配を実現するため、旧来の伝統的支配者を在地より断ち切るためにも是非とも必要なことであつた。

たとえば選叙令集解郡司条は郡司の任用のさい「取国造」とする一文の含まれていることでも有名な条文であるが、この条の本旨は德行才用主義をうたつたものであつて、⁽²⁾「大領少領才用同者、先取国造」とはあくまでも附帯条文なのである。ただ德行才用主義を第一義的規定としながら、郡司候補者に同等の資格をもつものが現出したとき、国造を以て郡司に任ずるとすることは、律令の理念からいえば後退のように思われよう。たとえば大化改新詔の第二項に、

其郡司並取国造性識清廉堪時務者、為大領少領

とあることは知られている通りである。改新詔で郡司の任用に国造を第一とした意義は繰返すまでもないが、この条文に比較すると大宝令の条文はより德行才用主義に近いことが明らかである。いま改新詔がどの令文に準拠して潤色もしくは述作されたのか問わないにしても、少くとも大宝令では改新詔のそれよりも門閥主義を排していることは注目に値しよう。しかも最近の研究によつて大宝令の国造が旧国造でなく新国造を

指すものとすればなおさらのことである。⁽³⁾ 大宝令の理念としては徳行才用主義がやはり任用基準であつた。

しかしすでにみたように律令体制の形成期において、国家は、在地豪族の支配権を奪取し、公地公民制を実現しようとしながら、現実には彼らの権力に依存しなければならなかつたという矛盾は、理念の貫徹というよりも現実との妥協として任用が行われたと考えられよう。しかも大宝令の条文中に見えるのが旧国造でなく新国造であつたにしろ、新国造の系譜は当然、旧国造に連なるものが多く、その点からも律令の理想を実現することは困難であつたと予想される。

実際、大宝令の施行される直前の文武二年三月に「筑前国宗形、出雲国意宇二郡司、宜聴連任三等已上親」とあり、⁽⁴⁾ 同四年二月に「上総国司請安房郡大少領連任父子兄弟許之」とある。⁽⁵⁾ これらはいずれも神郡の事例であるが、これらの事例を逆に見るとき、少くとも大宝令制定前に一般の郡司に父子兄弟の連任を容認しない法令の存在していることを理解させる。また統日本紀大宝三年三月丁丑条に、

下制曰、(中略) 又有才堪郡司、若当郡有三等已上親者、聴任比郡とあり、同郡内の三等已上の親の連任を許容しないことが理解出来るが、比郡ならばそれを認めようとするのは、ある意味で徳行才用主義を唱えているように見えながら、事實は必ずしもそうではなく、むしろ門閥制への妥協を示しているよう。そして大宝令下において、さきの神郡にない伊勢国多気・度会両郡、下総国香取郡、常陸国鹿嶋郡、紀伊国名

草郡においても郡司の三等已上の親の連任を容認したのである。⁽⁶⁾ これらのことは郡司の門閥制に対する制限規定の存在を示しながら、それらが次第になしくず的に崩れてゆくことを暗示させる。

事実、大宝令以前より郡司の三等已上の親の連任を規制するものがありながら、郡司の一族による連任の行われているらしいことはのちに触れるが、郡司の任用基準を才用より門閥に転化したとき、門閥即ち譜代のものが、難波朝廷以来のもの及び建郡以来代々郡司となつているものを指していることから明らかなように、現実には郡司の三等已上の親の連任が行われていたのである。しかも天平二十年の郡司への任官を求める他田日奉部神護解でも、任用条件の一に父子相伝の郡司補任を誇らげに挙げていることは、⁽⁷⁾ 大宝令以前から禁止していたはずの郡司の三等已上の親の連任が大宝令以後も現実に行われていることを示しているのである。

以上の事例からも明らかなように、律令の原則は徳行才用主義であつても、現実には必ずしもそうではなく、むしろ譜代主義が行われていたのである。あたかも律令中央官人の任用と考課・昇進が才用主義に依拠して規定されていても、実際には貴族制が行われていることと同様である。

このように郡司任用の方針に現実との齟齬が存在しながら、しかも律令制が一応維持され、またかかる矛盾を政府が認めていたのは何故であらうか。そればかりか度々論じられているように、従来の律令の根本的

基準である才用主義をなげ捨てて譜代主義が取られるのは一体何故なのであろうか。これらの点を当時の社会の動向の中で考えてゆきたい。

(二)

八世紀の初頭、和銅から養老期にかけて早くも律令国家は支配の危機を迎えたが、それは農民にとつて班田制・調庸制の矛盾などにより、その苛酷な負担を免れるため、浮浪・逃亡・律令下級官人化・私度僧の現象としてみられはじめた。かかる反律令的行為に対し、政府は班田制の建直し、浮浪・逃亡の阻止をはかり、律令国家財政の建直しをはからねばならなかった。つまり政府にとつての関心事は、これらの現象のもたらす租庸調の収入減少にあつたから、これらを確保する手段を講じなければならなかったのである。靈龜元年に設置された郷里制は、以上の目的に合致するための徴税体制の再編成であつた。⁽⁸⁾このさい注目されるのは郷里制という新たな徴税機構を作ること、単に従来の行政区画を細分化したばかりか、在地に成長を遂げつつあつた家父長層を国家が直接に把握しようとするところにあつた。農村社会の変動が家父長層の成長と没落農民への両極分解をおこなわしめたことはすでに論じつくされているが、それだけに国家は徴税単位を細分化し、在地に成長して来た家父長層を直接把握することによつて彼らを徴税の責任者にせんとし、彼らを国家機構の最末端に位置づけることとしたのである。⁽⁹⁾

在地豪族を国家権力の側に吸引せんとする施策は贖労の制からもうかがわれる。贖労とは、豪族等がいくばくかの財物を国衙に納入すること

によつて国家機構の末端に組み込まれ、官人としての出身への道を開か
しむるものである。⁽¹⁰⁾贖労は早くは統勞とも書き、元来、納資を前提とし
ない統勞にはじまつたと思われる。まず慶雲元年六月己未条に、

令諸國勲七等以下身無官位者、聽直軍団統勞、上經三年、折當商
考、滿之年送式部、選同散位之例、其身材強幹須堪時務者、國司商
量充使之、年限考第、一准所任之例

とあるように、在地の有勲位者や官位を帶せないものを軍団に所屬させ
て駆使し、また才能によつては国衙に編成することで彼らに考を与え出
身の道を開かせるものであつた。右条文は統勞の語の初見であるが、同
様のものがその前年、大宰府よりの申請として出されている。すなわち
大宝三年八月甲子条がそれであるが、律令体制の出発当初において在地
の有勲位者をして軍団や国衙に編成していることは、在地有力者を国家
権力の側に立たしめることによつて在地支配を円滑に行わしめんとする
ものであつたと考えられよう。

つぎに養老二年四月癸酉条に、

太政官処分、凡主政主帳者、官之判補、出身灼然、而以理解任更從
白丁、前勞徒廢、後苦実多、於義商量、甚違道理、宜依出身之法、
雖解見任、猶上國府、令統其勞、内外散位、仍免雜徭

とあり、さきの統勞とは若干性格を異にしている。右は老年の主政・主
帳が解官（年七十歳の停年）したさい、種々の権利を喪失し、しかも国家
は前勞に酬ゆるに方法もないので、解官後も国衙に留まらせ、従来の行

政知識を活用させるべく労を続かしめるといふものである。第一の続勞制とは成立の意図を異にしているが、いずれにしろ律令官人構造では考えられないかかる方式の採用は、律令体制がその根底において一つの危機を迎えている折柄の施策であり、彼らが行政の熟達者であるだけに注目に値しよう。

第三の続勞は養老五年六月乙酉条の

又除定額外、内外文武散位六位以下及勲位、并五位以上子孫、並令納資便成番考、此則雖積考年、還乏衣食、宜始今年、不須發資人々
埴田、家々貯穀、若有豐稼穡納資成考者、恣聽之
である。

右は続勞制の史料というより贖勞制のものであろう。これに関連するものに天平七年五月乙亥条の

畿内及七道諸國、外散位及勲位始作定額、國別有差、自余聽准格納資続勞

がある。前者は定額外のもので納資番考をなすものがあつたが、実際には生計を維持することさえ困難な階層が存在するため埴田せしめ、稼穡の豊かなもののみ納資を許さんとするものであり、後者は畿内及び七道諸國に対し外散位及び勲位者に定額制を布き、自余のものには納資続勞を聴したのである。一見すると後者の条文は前者と同じことを指しているように思われる。しかし制度的に養老五年に贖勞制が存在し、天平七年に同様の贖勞制が布かれたとすることはこの途中で一度廃止されて

いればともかく、そのような痕跡は認められないから両者は連続する施策と考えられる。たしかに養老五年にも定額外のものに納資番考を許しており、天平七年にも許していることは重複するようであるが、以下のように考えれば整合的に理解出来るであらう。すなわち養老五年のものは中央のもので、天平七年は國別のものである。養老五年格には内外文武散位とか五位以上の子孫など、地方ではあまり該当しないこれらの語があり、また生活に困窮するものは埴田すべきであるとしていること、天平七年格には畿内及七道諸國に始めて定額をなすところと、これらによつて両者がその対象地域を異にするものであると考えても良いのではあるまいか。いずれにしてもこれら贖勞制は地方の有勢者にとつて出身への道を開かしめるものであつたことは明らかであらう。

一般的にいって続(贖)勞制は在地の有力富裕層の身分的上昇と國衙の在地有勢者の編成という二つの側面が考えられる。國造等の系譜を引く有力者は郡司制によつて律令官人に位置づけられ、國家權力の側に立たしめられたが、実際にはかかる郡司層以外にも大化直前の個別家族の發生などから考えられるように、郡司に補すことは出来ないまでも國造層に近い階層が存在しており、また八世紀に入つてから律令制社會のものつ諸矛盾の結果として階級關係の変動が新たな階層を生ぜしめ、それが在地における支配關係にも影響するところがあつたと考えられる。彼らは自己の身分の上昇を期さんとして國家權力への接近をはかり、自己の經濟生活そのものに危殆の及ぶほどに納資を行い勞を続けていたのであ

る。一方国家もまた彼らを積極的に組織してゆかんとしていた。大宝三年、慶雲元年とまだ大宝律令の施行されて間もない頃に統勞制を布いて有力農民を組織しようとした国家は、やがて統勞を希求する人員の増加に伴なつて定額制を布き、定額外のものに納資をもつてする贖勞制で以て有力農民の身分の上昇の希求に応えんとした。納資によつて生活の危機に頻したものに国家が帰農を命じ、富裕なものに依然として贖勞を許容していることは、律令国家の意図が奈辺にあるかを明らかにしているであろう。まさに統勞制は在地有勢者と国家権力の相互の利害の一致するところにおいて成立し、展開していたのである。

以上見たように在地において郡司クラス以下で有力階層が成立し、在地の支配体制そのものに新たな編成方式を必要とするほど彼らが成長しつつあつたのであるが、かかる階層はさらに上級の官職と在地における主導的地位とを確保する活動をはじめていたのである。

(三)

養老六年閏四月乙丑条の陸奥国など辺縁の国郡に対する施策の中に、
又言、用兵之要、衣食為本、鎮無儲糧、何堪固守、募民出穀、運輸鎮所、可程道遠近為差、委輸以遠二千斛、次三千斛、近四千斛、授外従五位下、奏可之、其六位已下、至八位已上、随程遠近、運穀多少、亦各有差、語具格中

とみえ、陸奥鎮所に対し穀物を貢獻したものにその額と運輸距離に応じて叙位規定を設けているが、この告示があつて一二年の間に一人平均

穀三〜四千石が貢獻されている。地域的には必ずしも明確でないが、国名明記の常陸国那賀郡は別として他は陸奥国もしくはその周辺の国の人と考へて大過ないであろう。⁽¹¹⁾とすると東国地方においてすでに特定の階層のうちに巨大な富を蓄積しているもののあることを推察せしめるとともに、また貢獻者の姓を整理すると、大化前代の国造に与えられた直姓をもつもの六名、君・連・使主が各一名、無姓一名、部姓三名とあり、国造の系譜を引くと思われるものの多いのは当然としても、無姓・部姓者の存在から、旧国造の系譜を引く以外のものの成長の事実を確めうるであろう。もちろん無姓・部姓者の貢獻から直ちに一般部民の中より急激に擡頭したものととらえるのは正しくない。⁽¹²⁾なぜなら畿内及び近国のように早くから家族の分解が進み、国家的な支配が直接農民にまで及んでいるところでは、それだけにまた社会的身分関係も著しく進展しており、姓が重要な意味をもつてくるのである。したがつてそこでは早くより多くのものが賜姓を受けていたであろう。もちろん、上田正昭氏のいわれるように、畿内及び近接地域では、部民集団が分割され、再編成されて、より強力な政治的隷属化に変貌しつつあつたことはいうまでもないが、特殊技術を持たない農業部民の場合、畿内及び近国では辺境にくらべて、部姓者が逆により早く分解し賜姓されていたと考えることも可能であろう。それに比し辺境では畿内ほどに社会的身分表示としての姓に鋭敏な反応を示さないという事情もあるのではあるまいか。畿内及び近国の部姓者と辺境の部姓者とは同じ部姓者であつても階級的には必

ずしも同様のものとはいえないのである。

しかし東国地方などでも郡司が旧国造の系譜を引くことは明らかであり、やはり旧国造のものが任用されたいことはいうまでもない。したがって旧国造以外のもので身分の昇降をはからんとするものが、貢献に対し叙位を示されたときそれに応ずるものがいいたのは当然である。そして彼らは旧国造層に代つて郡務の実権を掌握せんと考えたことであろう。それゆえに彼らの擡頭は在地の支配関係にすくなからざる変動を与えたことと思われる。これまで述べた政府の豪族吸収政策は階級分化の結果、成長してきた階層を編成することによつて行政の円滑化をはかるとの意図をもつていたのであるが、かくして編成されたものが更により上級の身分への昇降を祈念するのは蓋し当然であつた。

ところで政府のとつた新たな有力農民の編成方式は、一見、律令の理念とするところの德行才用主義の実現と解されないでもない。たしかに政府の施策は郡司以外に在地の有力者・新興層を多く登用する道を開いた。しかしそのことは在地での支配ルートの安定による行政の円滑化に政府の関心があるためであつて、もしこのようにして登用された有力農や新興層が農民を自ら組織する形態を示したり、さらには在地の最高責任者である郡司の地位をおびやかしかはじめたとき、政府はこのような官人登用のルートに対し、新たな方式による対策を考えねばならなかつたのである。

天平九年十月丁未に、

停額外散位輸統勞錢

と統勞錢の制が停止された。統(贖)勞制については国家が地方豪族を支配に組み込むための施策として設けたとのべたが、この頃、贖勞の納資が錢であつたことがわかる。そしてまた統勞錢がかなりの負担になつていたらしく、五日前に京内の餼錢を停めたのについて統勞錢が停止されている。地方豪族にとつて贖勞による納資がかなり重い負担であつたことは養老五年格よりも明らかであるが、なおかつ彼らは自己の官位・身分の榮達、上昇のために生活を賭けてでも贖勞を行つていたものと思われる。それがここで統勞錢をやめたのは、統勞錢が豪族にとつて重い負担であつたため彼らを優遇する目的で停止したというだけではない、⁽¹⁴⁾豪族対策の一環とみるべきであるまいか。何故なら統勞錢を停めたことは単に納資を止めただけでなしに、統勞そのものを停めたと思われるからである。政府は地方豪族の出身の途を統勞でなく、直接律令官人化することによつてしか認めなくしたのである。政府がこの頃、地方豪族を多く国家・国衙機構の内部に抱え込むことによつて直接彼らを把握する方式を改めているが、それは在地において成長してきた新興層が、従来の支配ルートを混乱させたがために、政府にとつて在地の支配・收取機構を一元化する必要があつたからである。

たとえば收取機構が繁雑であれば、それだけ收取そのものが困難となるのは必定であろう。さきに收取を強化するために設置した郷里制の場合も、在地における有勢者の擡頭は互に郷内の主導権争いを生ぜしむる

ことになつて、却つて収取そのものを混乱せしむることになつた。⁽¹⁶⁾したがつて天平十一年から十二年の交りの時点で郷里制が廃されるのであるが、それは在地の支配関係の整理・統合であり、支配・収取のルートの単一化である。さらにいえば支配の強化・収取の確実化であつた。かかる施策の延長上に譜代郡司制の展開があつたと考える。

(四)

地方における官人(郡司)の補任などをめぐつて、次第に新興層の登用を抑圧し、支配のルートを簡略化する動きは譜代郡司制の展開として知られており、その間の推移に関する研究がいくつか出されている。⁽¹⁶⁾したがつて繁を嫌いその点を繰返さないが、譜代郡司制は天平勝宝元年二月壬戌において決定的となつた。この点は重要であり、若干検討を加えておこう。同日格に、

勅曰、頃年之間、補任郡領、国司先檢譜第優劣、身才能不、舅甥之列、長幼之序、擬申於省、式部更問口狀、比校勝負、然後選任、或譜第雖輕、以勞薦之、或家門雖重、以拙却之、是以其緒非一、其族多門、苗裔尚繁、濫訴無次、各迷所欲、不顧礼義、孝悌之道既衰、風俗之化漸薄、朕竊思量、理不可然、自今已後、宜改前例、簡定立郡以来譜第重大之家、嫡々相繼、莫用傍親、終絶争訟之源、永息窺竊之望、若嫡子有罪疾及不堪時務者、立替如令、

とあり、この格はこれまでの才用主義による新興層と譜代郡司層との間において、郡司職の補任をめぐつて訴訟に至る争いがおこなわれ、これ

を絶つために在地の伝統的勢力である立郡以来の譜代の家のものを嫡々相承せしめんとしたのである。律令のいう徳行才用主義を全面的に否定し、譜代主義を出した意義について、すでにこの少し前の東大寺大仏の造願・国分寺の建立などに多大の経費を必要とすることから、これら事業に対する郡司参与への期待、あるいは郡司層における家父長権の確立などという見解がのべられているが、⁽¹⁷⁾やはり注視しなければならないのは地方政治支配の円滑化であつたろう。⁽¹⁸⁾

右条文にも明らかなごとく、在地における新興層の成長は、それだけ在地内部における主導権争いとして現出し、郡司職補任の抗争として現象し、訴訟となつて在地の混乱を増した。そこで政府は、かかる混乱を阻止するために立郡以来の譜代重大の家のものを郡司に任用することを当面の課題とし、それこそが在地の混乱を解消する手段になりうるものと考えたのであろう。政策そのものはきわめて具体的であるが、現実には擡頭しつつある新興層を抑圧し、伝統的な支配者である譜代層を郡司に任用することは明らかに歴史の進展に逆行する反動的政策といわざるをえない。にもかかわらずこのような政策を出しているのは、政府の認識が、さきにみた統勞制や郷里制の停廃にみられる保守主義的な施策と軌を一にしており、それが徴税の確保の意図に出るものであることはいふまでもない。

しかし在地における豪族の主導権争いは、右の格の発布によつて安泰となつたのではない。郡司職を争いうる階層は単に在地における伝統的

な支配者であつたものでなく、経済的な有勢者も存在していたであろう。彼らの中には在地の伝統的支配者に対抗するために私富の蓄積をはかり、新たに附近の農民の信望をかち得ようとするものもいた。その彼らも自己の地位の安泰と勢力の拡大をはかるためにはやはり公権力に連なることが必要であつた。したがつてここに譜代郡司制が確立されたのであるが、このうち譜代郡司制は平安初期に一度廃止され間もなく元⁽¹⁹⁾に復し、以後制度的には譜代郡司制として継続する。新興層の中には自ら郡司となるために、なおかつ譜代郡司層と争い、勢力の拡大のため、正倉神火や譜代郡司の不正摘発により譜代郡司の失脚をはからんとするものもいたのである。

ところでこのように書くとき譜代郡司制があたかも当代の中心となり、新興郡司層の擡頭が異例の事態と考えられるが、事實はすでに上田氏が論じられているように、譜代郡司制の展開期において譜代郡司制の枠を破つて擡頭する新興層が多かつたのである。その点については後に改めて触れることとするが、ここで譜代の意味を通して若干考えておくことにしたい。

譜代郡司とは親子兄弟と代々引き続いて郡司に任用されることをいうが、譜代郡司にも種々の場合がある。第一は「難波朝廷以還譜第重大」という表現があるから、⁽²⁰⁾これは大化以来といいかけてもよいであろう。とはいへ大化の時点で郡制が成立したとは直ちにいえなから、それは評制の成立以来の意味であろう。そこでは国造の支配領域がそのまま評

になつたと思われるので、国造が評造・評督に移行し郡司に移つたものと考えてよい。つぎに「立郡以来譜第重大之家」という表現もある。⁽²¹⁾さきの難波朝廷以来のように明確な時点の入つていないのは、郡制の成立の段階差を示すものであろう。たとえば山城国葛野郡などのように、大宝令の成立前後に行政区画の分割によつて成立した郡があり、あるいはそれ以降において統合されたり、さらに地理的条件などによつて分割されたりする郡などもある。したがつてこれらの郡を総称するさい「立郡以来」といわざるをえないのであるが、このようにして成立した郡の少領が系譜的にみて必ずしも国造の後裔とばかりは限らないのである。

第三に「勞効二世以上譜第」という場合もある。類聚三代格の天平十年四月十九日付官符は、

奉勅、郡司縁身勞効被任一世者、不得取譜第之限者

となつて、勞効一世郡司すなわち才用主義によつて登用されたものが一世では譜代とはなりえないが、この格以降、勞効二世以上ものは譜代になつたという。

さて以上のように譜代の語は種々の意味で使われているのであるが、勞効二世で譜代となることは譜代制を云々する場合にも注意しておかねばならない。勞効二世即譜代郡司の出自はいうまでもなく旧国造以外の階層を含む。むしろ旧国造以外のものといつた方が妥当かもしれない。すでに上田氏は郡司の出自について、郡司は土着の譜代の豪族に旧国造が任命されるのが原則であつたとする従来の見解に対し、あまりに無媒

介に主張することの誤りを指摘し、畿内では立郡以来の譜代重大の家と思われない帰化系氏族を主体とする忌寸姓郡司、辺境でも同じく部姓・無姓郡司の存在を挙げて新興層の擡頭を論じられている。彼らのあるものは立郡以来の郡司もいたであろうが、その多くは途中で擡頭した新興層であつた。そして郡司二世にしてようやく彼らは譜代帳に載せられたのである。⁽²²⁾

ところが勝宝元年以降、郡司の補任は難波朝廷以来の譜代重大の家より選任するとされたのである。この法令以前では労効によつて補任されている郡司の場合、一世ならば次代に譜代層として扱われるべきであつたろうし、すでに二世もしくはそれ以上のものは、代々譜代層として継続しえたのであつたが、この法令によるかぎり一般白丁と同様に扱われることになるのである。かつて白丁とは身分的に懸隔をもつていた彼らが、白丁と同様に扱われるのは堪えられなかつたことであろう。又実際、労効郡司の多くは次第に勢威を増して在地での主導権を掌握しつつあるものであるが、一方労効郡司にその地位を譲つた難波朝廷以来の譜代層は伝統的な権威をもっておりながらも、現実の権力の程は必ずしも卓抜したものとはかりもいえないのである。労効郡司にとつて難波朝廷以来の譜代重大の家に郡司職を譲ることは、種々の意味で堪えられなかつたものと思われる。したがつて法制上譜代主義に基づく郡司補任が行われても、現実の社会の底流をみるとき却つて新興層と譜代層との間に激しい抗争があつたと考えられるのである。その点はさらに章を改めて

みることにする。

註

- (1) 大化前代の豪族の領民支配が、その後いかにして律令制下の地方組織に改変されていったかについて、最近の成果として岸俊男「律令体制下の豪族と農民」(岩波講座『日本歴史』古代3)がある。
- (2) 選叙令集解郡司条に、
凡郡司、取性識清廉堪時務者、為大領少領、強幹聰敏工書計者、為主政主帳、其大領外從八位上、少領外從八位下叙之、其大領少領才用同者先取国造
とあつて、傍線箇所が本文の註となつていることからわかる。
- (3) 虎尾俊哉「大化改新後の国造」(『芸林』四一四)、新野直吉「大化改新後の国造」(『岩手史学研究』七)、上田正昭「新旧国造論」(大阪歴史学会編『律令国家の基礎構造』所収)等は、改新以後の国造を政治権力をもたない祭祀面にのみ従事するものとされている。
- (4) 続日本紀、文武二年三月己巳条。
- (5) 同右、文武四年二月乙酉条。
- (6) 同右、慶雲元年正月戊申条、養老七年十一月丁丑条。
- (7) 『大日本古文书』三卷一四九～一五〇頁。
- (8) 郷里制については、岸俊男「古代村落と郷里制」(藤直幹編『古代社会と宗教』所収)、同「古代後期の社会機構」(中央公論社日本歴史講座)などがある。
- (9) 直木孝次郎「桓武朝における政治権力の基盤」(『歴史学研究』二二八号)。
- (10) 続勞については、直木孝次郎「続勞錢について」(『続日本紀研究』六一九)、山田英雄「散位の研究」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下)参照。
- (11) 続日本紀、養老七年二月戊申条。神龜元年一月壬子条。
- (12) 直木孝次郎「大化改新論」(『日本古代国家の構造』所収)、同「大化前代における畿内の社会構造」(『同上』所収)。上田正昭「郡司に関する一

考察」『古代学』八一〇。

(13) 上田正昭「郡司制展開の諸形態」(前掲)。

(14) 岸俊男「郷里制廃止の前後について」(『同日本古代政治史の研究』所収)。

(15) 直木孝次郎「桓武朝における政治権力の基盤」(前掲)。

(16) 譜代郡司は譜第郡司とも書くが、これについて、平野博之「平安初期における国司郡司の関係について」(『史淵』七二)、大石良材「譜第郡司の性質」(『西田先生頌寿記念日本古代史論叢』)、新野直吉「譜第郡司小論」(『日本歴史』一〇九)、磯貝正義「郡司制度の一研究―越中国礪波郡司を中心として―」(『山梨大学文学部研究報告』九)、米沢康「越中古代史の研究」、磯貝正義「律令時代の地方政治」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』)などで論じられている。

(17) 注(16)の諸論文、就中、磯貝正義「律令時代の地方政治」(前掲)。

(18) 上田正昭(前掲論文)。

(19) 類聚国史、延暦十七年三月丙申条及び日本後紀、弘仁二年二月己卯条。

(20) 続日本紀、天平七年五月丙子条。

(21) 同右、天平勝宝元年二月壬戌条。

(22) 天平六年の出雲国計会帳(寧楽遺文、上卷三三一頁)に「軍毅譜第帳一卷」とあり、軍毅と郡司とはその管掌を異にするも、その任用基準は同じものと考えられるから、郡司にも譜第帳が存在したであろう。

三 郡司の歴史的 성격について

(一)

郡司の歴史的意義をめぐり、かつて宮城栄昌、北山茂夫両氏の間で激しい論争がおこなわれた。宮城氏は郡司と部内農民との関係は緊密であつて、官人的地位の低劣なる郡司は国司の圧迫を受けることから農民へ

の一層の接近が倍加され、国司が地方政治の運営上で腐敗を重ねるにつれて郡司と農民との関係はさらに強化された。また郡司職は支配者側に立つも、その生活は農民と深く関係し、身分はもちろんその家族も農民階級のものであるゆえに農民への圧迫を凝視しえなかつた。そのため国司の手先となつて農民への収斂行為に加担する仮面生活を投げ捨て反国家的行動に立上り国司を攻撃する。また一方、郡司は農民層の幸福を祈念する立場から産業交通上の施設に財物を寄進し、或は直接、窮民擁護のために私財を投げ出したとされている。⁽¹⁾これに対し北山氏は郡司の律令的支配者である立場を重視し、支配者である彼らがその下層農民に対して階級的に対立しており、郡司を搾取階級であるとする。⁽²⁾したがつて宮城氏の国家国司対郡司農民の図式に対し、北山氏は郡司を含む支配者対被支配者の農民という図式を説かれるのである。

このような郡司の性格をめぐる論争以後、石母田正氏によつて郡司を統一的にとらえるためには、郡司の支配者としての側面と、郡司の出自から考えられるように共同体の族長としての面との二面性に注意すべきであるとの論が出された。⁽³⁾たしかに郡司は、律令制という行政機構上においては律令官人であり、在地豪族としては農民に対する階級的支配者である。また郡司には大化前代以来の共同体の族長的機能を併せ保持しており、農民の再生産が族長の機能である以上、農民及びその家族の生活を維持させるためにも郡司にとつて農民生活の擁護は必須の要件となつていたのである。

しかし単純に共同体の族長的機能という表現には問題が残る。何故ならば、郡司制は律令体制の成立によつて生まれたもので、大化前代の国造とは異なつた性格を法制的に付与されており、また国造が対処していた農民と郡司の対処する農民とは同じ農民でありながら、後者が律令制下の公民であることから対処の仕方がおのずから異なつていたのである。したがつて族長的機能とする場合でも大化前と後とは内容は同一ではないのである。さらに郡司を無媒介に大化前代の国造の系譜を引くものばかりといえないことは、すでに上田氏の論じられたところであり、前章の末尾においても明らかにしたように、新興郡司¹¹必ずしも大化前代の国造の系譜を引くとは限らない階層の存在がある以上、単純に郡司の系譜面から族長的機能というだけでは不十分ではあるまいか。

また郡司の二面性を考えるさいにも歴史的段階に留意する必要がある。はじめの宮城・北山両氏の論争において、十分に歴史的な段階差が考慮されていたとは思われない。そのことが両者の論争をしてより激化せしめたのである。たしかに論争を通じてある程度、郡司の本質を明らかにすることが出来たが、郡司の多面的性格は時代に即応しつつ内容を異にしているのである。したがつて時代の特色に留意しつつ郡司の歴史的意義を明らかにすることが必要であらう。

さて郡司の性格を考えるさいもう一つ重要な側面がある。即ち富豪層論との関連である。いままでにも郡司と富豪層との関連性が説かれないわけではなかったが、この点とさきの郡司の二面性との関連で考えてゆ

く必要がある。その点は以下の叙述を通じて明らかとならう。

富豪層とはいうまでもなく戸田芳実氏の提起された概念である。⁽⁴⁾それ以前にも富豪層を一つの階層ととらえてはいたが、氏は富豪層を九世紀以降の古代社会より中世社会への転換期において、その転換をはかつた主体的な階層であると規定し、動産の蓄積を中心として在地での勢力を貯え、やがて私官田を経営し、ついには在地領主になるその過渡的役割をはたしたもので、さらに彼らは国家権力から離脱したところにおいてこれらの経済的活動を実現したものとされた。そして彼らの存在そのものはアウトローであると考えられている。ところで戸田氏の富豪層論以来、多くの論者によつて富豪層が論じられてきた。しかしまず注意しておかねばならないのは、富豪層を超歴史的にとらえてはならないことである。もちろん富豪層をいう場合、一般的の意味では経済的に有勢な在地豪族の意味であり、そうすると古代より現代に至るまで存在しうるものとなる。だが我々が富豪層を考える場合、さきに触れたように彼らが古代から中世への変革の主体となつたことから、あくまでも一定の歴史的意義が付けられていなければならないのである。

そのように富豪層を一つの歴史的範疇とするとき、私富の形成をはかつている郡司との関係をどのように考えればよいのであろうか。富豪層即郡司を唱えるものはいないが、両者を混同して理解する向きがないでもない。しかし郡司が政治的区分に対し、富豪層は社会的区分であるということを忘れるわけにゆかないし、富豪層を典型的には富豪浪人だと

らえられるのであるが、そうだとすると郡司はいわば末端部とはいえ国家権力の代行者であるのに、富豪浪人はそれらの権力を否定する立場のものであつた。したがつて両者を同一次元で論ずることはとうてい出来ないわけである。そこでまず八世紀において富豪層は存在しえたのかどうか、その点から考えてゆくことにしよう。その手懸りの一つに豪族の財物貢献を取上げることとする。

(二)

八世紀における豪族の財物貢献についてすでに幾多の論考によつて明らかにされてきたし、また塩沢君夫氏らの詳細な研究もある。⁽⁵⁾ いまそれらについて考えてゆくと、郡司をはじめ在地の豪族層は私的経済活動の結果として蓄積した財物を国分寺、東大寺、西大寺あるいは陸奥鎮所などに貢献しているが、これらの貢献は自発的に自己の地位の上昇、在地における勢力の拡大、私的経済活動の有利な展開を祈念する目的でおこなわれたものである。そしてかかる目的を達成させる裏付けは叙位・任官や改賜姓にあつたのである。

もつとも以上の見解に対し、必ずしも賛成しない考え方もある。平野博之氏は八世紀の全貢献者一〇七例中、貢献によつて上位の官職に就く機会を得たもの一八例で全体の二割弱にすぎないこと、しかもその僅少な例の場合、その多くは京畿内に居住し、京官に組込まれたのであつて地方性が希薄であつたことを注意され、さきの塩沢氏らの見解をまつたく否定しえないまでも、財物貢献が叙位・任官などに必ずしも重要なウ

エイトを占めていないとされる。また賜姓についても実例を調べると、貢献と賜姓の関係を思わせるものは僅か七例しか発見しえないから、貢献者の大部分は賜姓されていないとされ、しかも賜姓者の場合にも、京に本貫をもつものの多いこと、また地方に本貫のある場合にも官職その他の関係で在京していたと考えられるとし、郡司・土豪の貢献と賜姓は必ずしも関係ないとされる。⁽⁶⁾

ところでどのように考えてよいのであろうか。塩沢氏以来、提起された土豪の貢献の意義を、平野氏は全貢献史料を改めて検討し、史料を分析したかぎりでは貢献により叙位されたものがすべて任官されていないこと及び改賜姓が行われていないことを論じられたのであるが、古代史の制約として史料が限定されていること、またすべての貢献者のその後の動向は必ずしも明らかに出来るわけではないこと、したがつて現存史料から直ちに叙位・任官・改賜姓の百分率を示すことは困難といわざるをえない。しかも氏のいわれるように叙位後の任官・改賜姓が在京者に多いということであれば、たまたま中央偏重の史料の残存性とかかわりがあるのであつて、一般の郡司に任ぜられたものまで史料に見えるのは稀であらう。したがつて地方豪族の貢献と賜姓・叙位・任官とがすべての場合に史料にみられなくとも史料上の制約を考慮すれば、我々はその少い史料の中から、これらのことが当時の貢献にとつて本質的な意味をもつていたと理解すべきであらう。

たとえば陸奥国の鎮所へ米穀を運搬し、貢納するにさいし、叙位規定

を設けて、それに応ぜしめたことはすでに述べたが、その後も同様のことが幾度か行われた。天平神護二年二月丙午条に、

勅、夫蕃貯者爲國之本、宜令募運近江國近郡稻穀五万斛、貯納於松原倉、白丁運五百斛叙一階、每加三百五十斛進一階、有位每三百斛加叙一階、並勿過正六位上

とし、財物貢獻に対応しての叙位規定を設けているが、それから四月後の同年六月丙申条に、

勅、去二月廿日、令募運近江國近郡稻穀五万斛、貯納於松原倉、其酬叙法者、下勅既畢、而經旬月、未見一人運送、誠是階級有卑、人情不勸、宜運滿一万斛者超授外從五位下

とさきに定めた貢獻による叙位の限界を正六位上より外從五位下に引き上げている。このことは正六位上では一人も穀を運送するものがないがために、地方官人としては容易でない五位を与えようとしたものである。それとともに注目されるのは貢獻の額を一万石としている点である。このように莫大な貢獻があると考えていたのか、また現実にあるのか、さらに叙位拡大の結果がどうなったのか、それらの点は不明であるが、いずれにしろ六位から五位へと叙位範圍を拡大しているところに当時の地方豪族の貢獻の一つのあり方が示されている。

改賜姓もまた貢獻の一因である。古代社会において姓が一定の社会的身分秩序として存続している間は、旧来の姓より一段上級の姓を有することはそれだけ在地における社会的地位の向上を示すことになる。かつ

て和氣清麻呂について考えたさい、清麻呂の氏姓が当時の政治権力と身分の上昇に対応して変化していることを明らかにしたが、これは一般の郡内における豪族の場合にも適用しうるであろう。⁽⁷⁾

そして貢獻によつて改賜姓されることはありえたのである。さて土豪の財物貢獻が塩沢氏のいわれるような目的をもつておこなわれたことは以上の点から改めて確認出来ると思われるが、彼ら貢獻者の出自をみると、必ずしも郡司など律令官人とはばかりはいいい切れない。その点もすでに明らかにされているところであるが、いま統日本紀などを中心に財物貢獻者の官職を調べてみると、貢獻者のほとんどのものは位を有しているが、官職名を明記しているのは二十三名で、そうでないものが七十三名の多きを数える。奈良朝の文献のすべてに官職名が付されているわけではないが、まず原則からいえば官職名が付せられる。しかるに官職名不記のものが大半を過ぎるのはどのようなわけであろうか。記載しなかつたり、あるいは忘れたのであろうか。私は元来、官職を帯びていなかったのではないかと考えている。たとえば統日本紀、延暦元年五月乙酉条に、

下野国安蘇郡主帳外正六位下若麻績部牛養、陸奥国人大初位下安倍信夫臣東麻呂等獻軍糧、並授外從五位下

とあるが、前者は郡主帳と明記し、後者を単に陸奥国人とするのは、同一日の叙位の条文で、しかも同じ軍糧献上であるだけに、もし後者の陸奥国人安倍信夫臣東麻呂が任官しておれば当然のことながら若麻績部牛養と同様の記載があつてもよいであろう。このような例は他にもあるか

ら、官職名を付していない七十三名の貢献者の中に散位のももかなりいたと考えてもよいのではあるまいか。散位にして莫大な財物貢献をしていることの意義は、財物貢献により任官を行い、身分の上昇をはかることに他の任官者よりもより一層の強い願望が込められていたことはいうまでもあるまい。

律令制的官僚機構に組み込まれている階層にくらべても経済的に遜色がないか、あるいはそれに近い階層のものが、より一層、在地における地位と身分を上昇させるためには、まず国家権力に接近することが必要であつた。そのさいもつとも至近な手段は国家財政の窮乏を補填する目的で出された、いわゆる財物貢献であらう。彼らのあるものは私財の貢献により郡内最高の職、郡司に補されたこともあつたであらう。しかも譜代郡司制の布かれた天平勝宝年間及びそれ以降において、財物貢献の現象が多くみられることは、在地における名望家＝伝統的支配者である譜代層を除けて、経済力を背景に次第に在地における主導的地位を確保しつつあつた新興層が、自ら郡司の地位に就くことを祈念する行為と考えられよう。このように考えたとき、はじめて郡司以外で財物貢献をはかる階層の比較的多いことが理解されよう。

しかし郡司の財物貢献も実在している。さきの非郡司層と違つて郡司が財物を貢献するのは、一つは郡司といえどもすべて難波朝廷以来の伝統的支配者ばかりでなく、労効によつて新たに補任されたものもあり、彼らは譜代層としてその地位の安泰をはかる必要があつたし、また難波

朝廷以来の郡司の場合でも、新興層の擡頭の前にその地位が不安にさらされていることから国家権力に対する貢献によつて自己の地位の安泰を期したものと思われるのである。

右の關係を具体的事例を通してもう少しみよう。たとえば財物貢献の一例として東大寺に莫大な土地を寄進した品遅部公広耳の場合である。

天平五年の越前国郡稻帳の主政無位品遅部広耳は、宝字二年正月十二日付越前国坂井郡司解に大領外正六位上品治部君広耳とみえる。⁽¹⁰⁾この間二十数年を経ているが、品遅部広耳と品治部公広耳とは同一人であらう。だとすると、この二十数年間に無位から外正六位上に昇進していること、主政より大領となつていること、無姓より君姓となつていることが

注目される。主政から大領へと昇進した以上、二十数年間に無位より外正六位上に昇叙することはありうる。⁽¹¹⁾しかし実は主政・主帳から少領・大領になることは当時の郡司制度からいえば両者の間に斷層があり容易なことではないにもかかわらず、⁽¹²⁾あえてその壁を破り、しかも無姓より君姓を与えられているのである。賜姓と大領への昇進の因果關係は明らかでないが、いずれにしろ彼のこのような身分的・政治的地位の上昇が単に彼の主政時代における行政能力の卓抜さにのみ起因したとは考えられない。

宝字元年四月二十日越前国坂井郡の墾田一百町が広耳から東大寺に献ぜられた。かつての主政であり部姓者であつた広耳が大領になつたことで、かくも莫大な墾田を領有したのであらうか。恐らく事實は逆である

う。彼の経済的能力が在地において承認され、大領の地位に就いたのであるまいか。ところで大領にまで至つた彼が東大寺に百町歩の墾田を施入したのは、彼の賜姓や叙位・任官が貢獻以前のことであつたとすれば、自己の安定、一族の繁栄を祈念してのものと考えられるが、それは二つの理由にもとづいていられると思われる。第一は、広耳の墾田所有が墾田永代私有法によつて容認された郡司の墾田数十町をはるかに越えているため、東大寺に獻ずることで非法行為を容認せんとしたのである⁽¹³⁾。第二は中央政界との関連である。当時は政権が橘諸兄から藤原仲麻呂に移つたあと、諸兄の子の奈良麻呂が叛乱をおこし失脚する直前である。そのころ諸兄に反状ありと密告するものがあつて、諸兄は天平勝宝八歳左大臣を辞したが、その頃、越前守で従五位下佐伯宿禰美濃麻呂が諸兄の反状の有無について問われたことがある。彼は橘氏に近い人物であつた⁽¹⁴⁾。このことは地方政界の中に一つの波紋を投じたことであらう。一方、天平勝宝年間の末に藤原仲麻呂は東大寺と密接なる関係を持ち、天平勝宝八歳十月には米千斛と雑菜千缶とを東大寺に獻じたばかりか、⁽¹⁵⁾奈良麻呂が乱をおこす直前には造東大寺司は仲麻呂の権勢下にあつたようである⁽¹⁶⁾。それでなくとも都に近い越前国では中央政界の動向が早く伝わり、またそれなりに影響するところ大であつたが、就中、地方豪族として目覚しい擡頭を示しはじめた品渾部君広耳は、敏感にこれら中央政界の動向を察知して東大寺に百町歩の墾田を寄進したのである。地方豪族の保身の道、就中、この頃は難波朝以来の郡司の家を譜代とするいわ

ゆる譜代郡司制の布かれていた中で急速に擡頭した新興階層の品治部氏にとつて、譜代層をさしおいて自ら及び一族が郡司に任用されるためには、権力に結びつくことが必要なのである。東大寺はまさに広耳にとつて格好の機関であつた。

広耳は莫大な土地を寄進することによつて自己の保身をはかつたが、東大寺に寄進の墾田は広耳の手より離れたわけではない。すでに説かれているように彼は寄進した地の賃租経営を行つて⁽¹⁷⁾いた。したがつて彼は土地を東大寺に寄進することで土地の権利を放棄したのでなく、事實上、土地は広耳の経営するところであつた。東大寺は在地の諸般の事情を考慮したとき土地を独自に経営し直接経営するよりも寄進者に経営を委ねた方がはるかに有利と判断したのである。東大寺領にかぎらず没落する初期荘園は荘園領主の直接的経営によるものが多く、在地豪族に委ね、間接経営によつた荘園がその後も存続しえたことはその間の事情を明らかにしている。

ともあれ品治部君広耳の保身術は成功した。宝龜十一年彼の一族と思われる品治部某が郡司になつて⁽¹⁸⁾いることは、右のように断定しても良いのではあるまいか。

以上みたように地方豪族の保身、もしくは政治的・社会的地位の上昇は国家権力に結合することによつてのみ可能となつたのであつた。彼らは財物貢獻によつて国家権力に結合し、国家公権の一端に連なることによつて逆に、そこに生ずる権威を背景として農民に対処した。

(三)

以上のように財物貢献の意味を見て来たのであるが、そこでの貢献と九世紀以降のそれでは著しい対照を示している点につき注意しておきたい。この差が両時代の豪族の性格を明らかにしようと考えからである。九世紀の豪族の私財放出をみると、たとえば続日本後紀の承和七年二月壬申条に、

相模国大住郡大領外從七位上壬生直広主、代窮民輸私稻一万六千束、戸口増益五千三百五十人、褒此善状、仮外從五位下とあり、また翌八年八月辛丑条に、

復仮相模国高座郡大領外從六位下勲八等壬生直黒成外從五位下、代貧民填進調布三百六十端二丈八尺、庸布三百四十五端二丈八尺、正税一万一千一百七十二束二把、給飢民稻五千五百四束、戸口増益三千一百八十六人、就中不課二千九百四十七人、課二百三十九人、仍哀其身也

とあるように、豪族は「代窮民」・「代貧民」として稻（正税）や調庸布を代納しているのである。豪族が農民に代つてする調庸代納の意味については、すでに説かれている通りであるが、八世紀には見られない現象である。八世紀では東大寺・西大寺・国分寺・国衙など、直接、国家権力そのものへの貢献である。この差は何を意味するであろうか。八世紀のすべての農民が律令制的負担体系のもとに自律的に再生産活動をなしていたとはとうてい考えられない。それにもかかわらず九世紀的な財物

貢献が八世紀の段階でみられないことは地方豪族の農民へのかかわり方に差異があるものといわざるをえない。

地方豪族の私富の拡大は土地所有そのものによつて究極的に実現されるが、いわゆる国家的土地所有制が解体をとげつつあるとはいへ、彼らが莫大な土地を領有するには法的にも開発の技術面からも困難な点が多く、加えて労働力の獲得も容易でなかつた。⁽²⁰⁾ まず地方豪族は出挙等を通じて動産所有をおこない、それを挺子として農民を自己の許に編成し、さらに私的土地所有を実現していったのである。調庸代納制は一見すると農民の生活を擁護する活動のように理解しえないではないが、調庸代納は当然、有償行為であつて、代納ののち農民から元利ともに徴収しようとする一種の私出挙活動なのである。したがつて豪族は、その返済の不能なものから役身折酬や農民の土地を強制的に買得しても調庸代納による欠損を補填したのである。承和九年八月二十九日の続日本後紀をみると、有名な豊前国前介中井王は、在職中より任国の各地に私営田をもち、かなり激しい収奪をおこなつていたが、任期の満ちた後においても、「中井尚欲入部徴旧年末進、兼徴私物、而調庸未進之代、便上私物、倍取其利」ということであつた。このような中井王的行為は必ずしもその頃の特殊なものではなく、一般論としてもありうるものであろう。

このように九世紀の豪族は自ら農民の編成に努力しているのであるが、彼らと八世紀の豪族との間に農民へのかかわり方に差異が認められるのは、それは何故か、それは何処から生れてきたのであろうか。その

点に若干、触れておきたい。何故ならこの両者の差を考慮することが、実ははじめに指摘した郡司の二面性のうちの族長的機能を理解させる鍵になるものと思われるからである。

律令体制が成立したとき、国家はかつての共同体の族長の保持していた支配権を奪取したが、同時に共同体成員の再生産維持のための諸機能をも吸収してしまうことになり、農民の再生産活動は国家的機能の一つとしておこなわれるようになった。それにともなつて国造の系譜を引く郡司の場合においてさえ、律令体制の中においては共同体の代表者であるよりは、むしろ律令官人として農民に対処することが責務となつていた。しかし郡単位以下の規模での共同労働は、必ずしも国家的機能ではなかつた。⁽²¹⁾その点は雑徭の取扱いをめぐる大宝令の注釈「古記」と養老令の諸注釈とを比較対照すれば明らかである。⁽²²⁾そこには律令に吸収されなかつた共同体的諸機能が残存させられていたことがわかるが、周知のごとく右機能を温存させられた共同体も、律令制という枠によつて旧態のままではなく分解の方向に進展していたのである。この共同体を農業共同体と考へてよいと思う。⁽²³⁾ところで農業共同体を基盤に在地に新たな階層が成長し、共同体的諸関係を打破つて在地の混乱を増したがために、政府はさきに触れたように郷里制を設けて在地の有勢者となつた新興層を把握せんとしたのであつた。そのように考えるとき、律令体制の成立時点で在地に残された共同体的機能は、律令制の展開過程において十二分な機能をはたすことが出来なかつたし、新興階層も共同体の族長的役

割をはたしていたとはいえないであらう。

このように律令体制の成立によつて、共同体的諸関係は従来のごとく円滑に進展しなくなつたのであるが、さらに律令制的支配体制が展開してゆくにつれて種々の矛盾が現われたすと、国家は、地方豪族の富力に依存して財政面での運営をはからんとしはじめた。たとえば前述の財物貢献であるが、さらに国家が元来救済するべき義務を有する貧窮農民に対し、豪族の財物放出、あるいは借貸などがある。続日本紀天平宝字八年三月己未条によれば、私財をもつて窮民を救済したときはその額に応じて叙位をしようとするもので、以後この傾向は次第に増加し、天平神護元年六月癸酉条にも、連年の凶作に対し、米・緇・商糸・調庸綿・調布・商布などを売却せしめ、その額によつて叙位せんとした。さらには有力農民の富力をもつて借貸をおこない、無利息で返済をするという類聚国史の延暦二十二年六月癸未条など、有勢者の経済力が国家財政に代つて利用されたのである。

この頃になると在地における豪族層間の主導権争いは活発となり、国家権力そのものに連なることも必要であるが、なによりも在地の信望と経済力を確立することが重要となつた。調庸代納制はこのような中で生まれたのである。八世紀の豪族のように国家権力そのものに対してのみに財物貢献をはかるよりも、また国家の肩代りとして財物を放出するよりも、農民に対し調庸代納によつて私財を放出することがはるかに有利であつた。何故なら調庸代納は国家・国衙権力に対する貢献であるばか

りか、農民の再生産を維持させる面もあり、さらに調庸代輸は一時的なものであつて、いずれは元利ともに農民から返却され、代納者の経済力そのものは却つて拡大されるという一石三鳥の妙案だつたからである。

国家が次第にその支配力を喪失してゆくにつれ、これまで国家権力に依存していた地方豪族は国家権力に代つて自己の力によつて農民を編成するようになつたのである。だがそれは国家が財政危機に対応し、収取の基礎を従来の班田農民全般から独立自営の経営をおこなひうる農民に依存しはじめたことと関係するのであつて、国家の直接的支配から脱落した農民を地方豪族が編成することによつて自らの経済力を高揚させんとしたのである。しかもそれは共同体的諸機能にもとづいて農民の救済をおこなうためではなく、自己の経済力の拡大のためであることは繰返すまでもない。池溝等の灌漑施設の設置や修理などの農民の救済をはかつているかの如き行為も、やはり農民を自己の側に吸引せんとして他の豪族よりもより多くの魚酒を供して労働力を集積せんとしたのと同じ現象なのであつて、一見すると共同体の族長的な行為も、その実、自己の経済力拡大のための豪族の行為であることは明らかであろう。したがつて八・九世紀における豪族に族長的側面を求めるよりも、むしろそれが支配のための手段であることに留意したいのである。

さて最後に富豪層との関連に触れておきたい。純然たる意味では富豪層はいわゆる富豪浪人とすべきであつて、郡司と富豪浪人とは異質の存在である。富豪浪人が国家権力に対抗しつつ勢力を拡大しているのにく

らべ、郡司は律令体制に依拠しながら、しかもその地位を利用する形で富豪浪人の確立したのと同様のものを得つつあつたのである。その意味で郡司が律令制を内側からつきくずしていつたのに対し、富豪層は律令制に対する外側からの攻撃を加えている点に両者の差異が認められよう。富豪層も郡司層もおかれてある階級的立場は同一である。その点で両者を混同し、政治的には郡司で、社会的には富豪層とする考え方もないわけでない。しかし両者は峻別して考えておかないと、郡司が古代国家権力の中に留まり、それなりの役割をはたしたことの意味が漠然としてしまふであろう。⁽²⁶⁾ それらの点は別に九世紀の郡司を扱うさいに取るべき積りでいるが、以上の点を念頭におくとき、八世紀の社会において経済的に有勢なものをもちて直ちにそれを富豪層と規定することは困難であろう。私は八世紀の社会において富豪層が成長するだけの基盤はまだ存在していなかつたと考えるのである。

註

- (1) 宮城栄昌「郡の成立並に郡司對農民關係の強化」(『史潮』六一)、同「国司に対する郡司及び農民の集团的反抗」(『歴史学研究』七十一)。
- (2) 北山茂夫「大宝二年の筑前国戸籍殘簡について」(『奈良朝の政治と民衆』所収)。
- (3) 石母田正「古代末期政治史序説」(九一九五頁)。
- (4) 戸田芳美「平安初期の国衙と富豪層」(『史林』四二二)。
- (5) 塩沢君夫「八世紀における土豪と農民」(同「古代専制国家の構造」所収)。
- (6) 平野博之「八世紀における郡司土豪の墾田所有―貢獻の分析を中心として―」(『九州史学』五)。

- (7) 米田雄介「古代地方豪族に関する一考察―和気氏の場合―」（『続日本紀研究』九一・一二）。
- (8) 改賜姓を祈念するのは低い姓を有する豪族の場合であつて、ある程度の姓を有しているものは必ずしも改姓を受けないで別の利益を希求したであろうから、全貢献者中の改賜姓者の百分率がたとえ低くとも直ちに貢献と改賜姓との関連を否定するわけにゆかない。
- (9) 続日本紀、神護景雲元年五月戊辰条など参照。
- (10) 『大日本古文書』一卷四七〇頁、四卷二五八頁。
- (11) 郡司は大領・少領になると外従八位上・外従八位下に叙せられる。この点、他の官の官位相当制は位に応じて任官するのと異なる。選叙令郡司条参照。
- (12) 直木孝次郎「郡司の昇級について」（『続日本紀研究』五一七）。
- (13) 赤松俊秀「古代国家の展開」（『京大日本史』二）。
- (14) 岸俊男「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」（同『日本古代政治史研究』所収）。
- (15) 続日本紀、天平勝宝八歳十月癸卯条。
- (16) 岸俊男「東大寺をめぐる政治的情勢―藤原仲麻呂と造東大寺司を中心に―」（同『日本古代政治史研究』所収）。
- (17) 註(14)参照。
- (18) 『大日本古文書』六卷六〇三頁。
- (19) 戸田芳実「平安初期の国衙と富豪層」（前掲）、吉田品「八・九世紀における私出挙について」（『大阪歴史学会編「律令国家の基礎構造」所収」）。
- (20) 吉田品「佃経営をめぐる二・三の問題」（『魚澄先生古稀記念国史学論叢』所収）。
- (21) 狩野久「律令制収奪と人民」（『日本史研究』九七）。
- (22) 吉田孝「律令における雑徭の規定とその解釈」（坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下）、亀田隆之「律令制と用水」（『ヒストリア』三九・四〇合併号）。
- (23) 農業共同体については、門脇禎二「日本古代共同体の研究」、原島礼二

『日本古代社会構造』に詳しい。

- (24) 類聚三代格、延暦九年四月十四日官符。日本後紀、弘仁二年五月甲寅条。

(25) 富豪層と郡司とを峻別する必要性は、郡司が官人としての機能をもつという他に、富豪が九・十世紀に活躍するのに対し、郡司はそれ自体変質しながらも十二・三世紀まで存続し、それなりの機能を果たしているためである。両者を混同するとき、その時点での郡司の歴史的役割を評価しえなくなるであらう。

- (26) その一端は「擬郡司考」（古代学協会編『延喜天曆時代の研究』所収）で触れた。

四 むすびにかえて

以上、八世紀の郡司について、とくに郡司のもつ二面性の解明を通じて彼らの存在形態を考えてきたのであるが、それらの点についてもはや繰返し要約する必要はないであらう。ただ当然ながら国家権力の末端機構に位置づけられ、農民と直接かわつている郡司の性格を考えてゆくと、在地における生産力の変化によつて郡司の性格も変化してゆくとともに、国家権力の強弱もまた彼らの立場を著しく変貌させた点に注意したい。八世紀のように律令体制の強固に存在するとき、郡司は国家権力に依存することによつて自己の地位を安定させたのである。したがつて在地における階級関係の変動によつて新興層が擡頭し、いわゆる譜代の家柄と郡司職を争つたときにも、彼らは互に国家権力に依存したのである。たとえば八世紀の中葉以降、ことに末期に激化した正倉神火

や不正郡司の摘発などは、在地における郡司職補任をめぐる争いにもとづくが、かかる抗争を通じて彼らは互に国家権力に接近せんとしたのであつて、国家の権威をもつものを退け、自らがその権威を背景にしようとした行為の現われである。しかし国家権力が次第に衰微してゆくにつれ、在地豪族は自己の地位の確立を在地民とともに実現せんとはじめる。それは一方において国家がその支配の中核よりはみ出したものとして支配の対象外においた農民を彼ら郡司層は編成したのである。そのような段階に至るや国家権力の権威はそれら農民にとつても問題とならなくなるのである。彼ら農民の当面の課題はいかにして自己の再生産をはかるかにかかつてくるから、それに応えられる豪族に依存することになる。したがつて彼らの再生産活動を維持する豪族が国家的権威を背景にしない頃、同時に彼ら農民にとつて国家が絶対的なものでなくなつてくるところに富豪層の成立があるのである。八世紀に富豪層が存在しないと考えるゆえんである。その段階において郡司もまたその立場を利用して農民を編成してゆくのである。

八世紀初頭以来、農民の再生産は基本的には国家に委ねられていた。その時点で郡司は農民の再生産を国家機構の中において処理しえた。しかしいまも述べたように八世紀末頃より国家が農民の再生産を援助しえなくなつたとき、それは郡司などに委ねられざるをえなかつたが、共同的諸関係が律令国家に吸収されてほぼ一世紀を経ており、また各地に新興階層が成長し、互に割拠し勢力を競い合っているなかでは従来の方

同体的諸関係は解体していたと思われる。少くともかつての共同体内より有力農民、独立自営の小農民、没落民と三階層に分れ、有力農民が没落する農民を直接に支配の下に組み込もうとするとき、それはもはや共同体的関係といえないのであるから、郡司などが没落民に対し、一見、彼らの再生産をはかるがごとき族長の行為をとらんとしても、それは支配のための手段としての行為といわざるをえないのである。したがつて前章でものべた通り、郡司の二面性を律令官人としての政治的支配者と、在地土豪としての階級的支配者の面よりとらえるべきであると考えるのである。

本稿では八世紀の郡司を中心に論じて来た。しかし比較対照する上からも九世紀の郡司について多少論が及んだところもある。その点について後刻改めて詳論を予定しているために十分な論証も経ずに、また説明も不十分なまま問題提起に留まつたところもあつた。大方の御寛恕を乞うとともに、御批正をたまわりたい。

(一九六一・一・十 初稿)

(一九六八・八・二十八改稿)